

# 令和5年12月 市議会定例会 議案概要書

## <議案>

### A 予算案件（9件）

#### 1 一般会計

##### （1）令和5年度富山市一般会計補正予算（第6号）

- ア 歳入歳出予算補正
- イ 繰越明許費補正
- ウ 債務負担行為補正
- エ 地方債補正

#### 2 特別会計

##### （1）令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （2）令和5年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （3）令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （4）令和5年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （5）令和5年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

#### 3 企業会計

##### （1）令和5年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）

- ア 収益的支出
- イ 債務負担行為補正

(2) 令和5年度富山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

ア 収益的支出

イ 継続費補正

(3) 令和5年度富山市病院事業会計補正予算(第1号)

ア 収益的支出

## B 条例案件(14件)

### 1 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

#### 【趣旨】

令和5年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、職員の給与改定を行うもの。

#### (1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の給料月額を平均1.1%引き上げる。

イ 令和5年12月に支給される期末手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

「100分の120」 → 「100分の125」

(イ) 特定幹部職員(部次長級以上)

「100分の100」 → 「100分の105」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

「100分の67.5」 → 「100分の70」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員)

「100分の57.5」 → 「100分の60」

ウ 令和5年12月に支給される勤勉手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

「100分の100」 → 「100分の105」

(イ) 特定幹部職員(部次長級以上)

「100分の120」 → 「100分の125」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

「100分の47.5」 → 「100分の50」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員)

「100分の57.5」 → 「100分の60」

エ 初任給調整手当の改正

(ア) 医療職給料表の適用を受ける職員の上限額の改定

「月額308,600円」 → 「月額309,200円」

(イ) 助産師、看護師及び准看護師の上限額の改定

「月額23,000円」 → 「月額24,900円」

オ 令和6年4月以降に支給される期末手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

6月支給 「100分の120」 → 「100分の122.5」

12月支給 「100分の125」 → 「100分の122.5」

(イ) 特定幹部職員

6月支給 「100分の100」 → 「100分の102.5」

12月支給 「100分の105」 → 「100分の102.5」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月支給 「100分の67.5」 → 「100分の68.75」

12月支給 「100分の70」 → 「100分の68.75」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）

6月支給 「100分の57.5」 → 「100分の58.75」

12月支給 「100分の60」 → 「100分の58.75」

カ 令和6年4月以降に支給される勤勉手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

6月支給 「100分の100」 → 「100分の102.5」

12月支給 「100分の105」 → 「100分の102.5」

(イ) 特定幹部職員

6月支給 「100分の120」 → 「100分の122.5」

12月支給 「100分の125」 → 「100分の122.5」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月支給 「100分の47.5」 → 「100分の48.75」

12月支給 「100分の50」 → 「100分の48.75」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）

6月支給 「100分の57.5」 → 「100分の58.75」

12月支給 「100分の60」 → 「100分の58.75」

(2) 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表の給料月額引き上げ

1号給 「376,000円」 → 「380,000円」

2号給 「422,000円」 → 「427,000円」

3号給 「472,000円」 → 「477,000円」

4号給 「533,000円」 → 「539,000円」

5号給 「608,000円」 → 「615,000円」

6号給 「710,000円」 → 「718,000円」

イ 令和5年12月に支給される期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

ウ 令和6年4月以降に支給される期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給 「100分の175」 → 「100分の170」

(3) 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 会計年度任用職員に対する報酬及び給料の上限額（月額）の改定

(ア) 行政職

「247,600円」 → 「249,400円」

(イ) 高度専門職

「602,400円」 → 「604,000円」

(4) 施行期日 公布の日。ただし、(1)オ、カ、(2)ウは令和6年4月1日

2 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和5年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市議会議員の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 令和5年12月に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

(2) 令和6年4月以降に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給 「100分の175」 → 「100分の170」

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)は令和6年4月1日

3 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和5年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市長等特別職の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正

ア 令和5年12月に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

イ 令和6年4月以降に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給 「100分の175」 → 「100分の170」

(2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正

ア 令和5年12月に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

イ 令和6年4月以降に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給 「100分の175」 → 「100分の170」

(3) 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正

ア 令和5年12月に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

イ 令和6年4月以降に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給 「100分の175」 → 「100分の170」

(4) 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正

ア 令和5年12月に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

イ 令和6年4月以降に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給「100分の175」 → 「100分の170」

(5) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正

ア 令和5年12月に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定

「100分の165」 → 「100分の175」

イ 令和6年4月以降に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の165」 → 「100分の170」

12月支給「100分の175」 → 「100分の170」

(6) 施行期日 公布の日。ただし、(1)イ、(2)イ、(3)イ、

(4)イ、(5)イは令和6年4月1日

4 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

手当名称の変更

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」

↓

「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」

(2) 富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正

手当名称の変更

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」

↓

「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」

(3) 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

手当名称の変更

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」

↓

「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」

(4) 施行期日 公布の日

5 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとするもの。

(1) 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員に支給することができる給与の種類に「勤勉手当」を追加する。

(2) 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
育児休業を取得している会計年度任用職員を「勤勉手当」の支給対象に追加する。

(3) 富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員に支給することができる給与の種類に「勤勉手当」を追加する。

(4) 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正  
会計年度任用職員に支給することができる給与の種類に「勤勉手当」を追加する。

(5) 施行期日 令和6年4月1日

6 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

小学校の統合を行うもの。

(1) 富山市立檜尾小学校を廃止し、富山市立八尾小学校と統合する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

7 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

国民健康保険法等の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被

保険者」という。)がいる場合に、当該出産被保険者の属する世帯の保険料について、次に掲げる額の合算額を減額することとする。

ア 当該出産被保険者に係る所得割基礎額に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、出産予定日の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定日の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)の月数を乗じて得た額

イ 被保険者均等割の保険料率の12分の1の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額

(2) 出産被保険者に係る届出

ア 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、世帯主及び出産被保険者に関する事項、出産の予定日並びに単体妊娠又は多胎妊娠の別を記載した届出書に証明書類等を添えて市長に提出しなければならないこととする。

イ 届出の省略

出産被保険者についてアの届出事項を市長が別に確認することができる場合には、出産被保険者に係る届出を省略させることができることとする。

(3) 保険料の軽減措置の新設に伴う規定の整備

(1) による保険料の軽減措置の新設に伴う所要の規定の整備

(4) 引用条文の改正

(5) 施行期日 令和6年1月1日

8 富山市手数料条例及び富山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

旅館業法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市手数料条例の一部改正

営業者が旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継の承認申請に係る手数料を定めるもの。

1件につき7,400円



(2) 富山市旅館業法施行条例の一部改正

- ア 営業者が旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継の承認に係る規定の整備
- イ 引用条文の改正

(3) 施行期日 公布の日

9 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 引用条文の改正

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

10 富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、改正するもの。

(1) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る改正

移動端末設備用利用者証明用電子証明書が創設されたことに伴い、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を可能とするもの。

(2) 印鑑登録証明書の交付申請における本人確認に関する規定の整備

ア 被登録者又はその代理人は、印鑑登録証及び当該被登録者又はその代理人に係る第5条第3項第1号に掲げる書類その他の市長が当該被登録者又はその代理人が本人であることを確認できる書類を提示しなければならないこととする。

※第5条第3項第1号に掲げる書類

→官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもの

イ 被登録者が申請する場合であって、第5条第3項第1号に掲げる書類を提示するときは、印鑑登録証の提示を省略することができることとする。

(3) 施行期日 令和6年1月1日。ただし、(1)は規則で定める日

11 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市相撲場を廃止するもの。

(1) 富山市相撲場の廃止

(2) 施行期日 令和6年4月1日

12 とやまスローライフ・フィールド条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

利用料金について、承認料金制を導入するとともに、額の見直しを行うもの。

(1) 承認料金制の導入

(2) 額の見直し

定額 12,570円 → 上限額 15,000円

(3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、利用料金の額の承認に関して必要な行為を施行日前においても行うことができることとする規定は、公布の日

13 富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例制定の件

【趣旨】

農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入するにあたり、必要な事項を定めるもの。

(1) 農業集落排水事業の設置

農業集落の生活環境を整備するとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、地方公営企業法の規定に基づき、農業集落排水事業を設置する。

(2) 経営の基本

ア 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととする。

イ 農業集落排水事業における農業集落污水处理施設の名称及び位置を、富山市農業集落污水处理施設条例第3条のとおりとする。

(3) 財務規定等の適用

農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するとともに、その適用範囲を財務規定等とする。

(4) 重要な資産の取得及び処分

予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡をする場合は、予算で定めなければならないこととする。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除

地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8の規定により、条例で定める場合には、議会の同意を得て職員の賠償責任の全部又は一部を免除できるとされていることから、その基準となる賠償額を10万円以上とする。

(6) 会計事務の処理

地方公営企業法第34条の2ただし書の規定により、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせることとする。

ア 公金の収納及び支払に関する事務（資金管理に関する事務を除く。）

イ 公金の保管に関する事務

ウ 有価証券の出納及び保管に関する事務

エ 支出負担行為の確認に関する事務

(7) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が3,000万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものについて、議会の議決を要することとする。

(8) 業務状況説明書類の作成

ア 市長は、農業集落排水事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないこととする。

イ アの書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類には前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならないこととする。

(ア) 事業の概況

(イ) 経理の状況

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

ウ 天災その他やむを得ない事故により、アに定める期日までに業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならないこととする。

(9) 附則で富山市特別会計条例の一部改正

富山市農業集落排水事業特別会計を廃止し、富山市農業集落排水事業会計を新設する。

(10) 施行期日 令和6年4月1日

14 富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

既存施設の利用料金等を見直すとともに、新たな施設を設置するもの。

(1) 既存施設の利用料金等の見直し

ア オートキャンプサイト

(ア) 利用料金の改定

A 宿泊及び日帰りに係る利用料金の引上げ

種別	単位	金額(円)		金額(円)
専用流し台付き	宿泊	5,830	→	7,000
	日帰り	3,630		4,500
専用流し台無し	宿泊	4,730		6,000
	日帰り	2,530		3,000

B 使用時間の超過に係る加算金の設定

使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき800円を加算する。

(イ) 日帰りの使用時間の見直し

「午前10時から午後4時まで」

↓

「午前9時から午後8時までのうち、6時間」

イ キャンプ場

(ア) 利用料金の改定

A 宿泊及び日帰りに係る利用料金の引上げ

単位	金額 (円)		金額 (円)
1張につき宿泊	2,530	→	3,000
1張につき日帰り	1,430		2,000

B 使用時間の超過に係る加算金の設定

使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき400円を加算する。

(イ) 日帰りの使用時間の見直し

「午前10時から午後4時まで」

↓

「午前9時から午後8時までのうち、6時間」

ウ コテージ (4人用)

(ア) 利用料金の改定

A 宿泊及び日帰りに係る利用料金の引上げ

単位	金額 (円)		金額 (円)
宿泊	13,530	→	16,000
日帰り	6,930		8,000

B 4人を超えて使用する場合の加算金の引上げ

その超える人数1人につき550円 → 700円

(イ) 使用時間の見直し

A 宿泊

「午後1時から翌日の午前11時まで」

↓

「午後2時から翌日の午前10時まで」

B 日帰り

「午前10時から午後4時まで」

↓

「午前9時から午後8時までのうち、6時間」

エ ログハウス（8人用）

（ア）利用料金の改定

A 宿泊及び日帰りに係る利用料金の引上げ

単位	金額（円）		金額（円）
宿泊	27,830	→	33,000
日帰り	14,110		16,000

B 8人を超えて使用する場合の加算金の引上げ

その超える人数1人につき1,100円 → 1,300円

（イ）使用時間の見直し

A 宿泊

「午後1時から翌日の午前11時まで」

↓

「午後2時から翌日の午前10時まで」

B 日帰り

「午前10時から午後4時まで」

↓

「午前9時から午後8時までのうち、6時間」

オ バーベキュー棟に係る利用料金の引上げ

種別	単位	金額（円）		金額（円）
基本料金	1卓2時間	3,090	→	3,200
延長料金	1時間当たり	1,100		1,200

カ 天体観測棟に係る利用料金の改定

種別	単位	金額（円）
小学生以上	1回	100

↓

種別	単位	金額（円）
高校生以上	1回	150

キ スポーツ・レクリエーション施設に係る改正

（ア）テニスコートの廃止

(イ) 利用料金の改定

種別		単位	金額 (円)		単位	金額 (円)
釣り場	ルアー釣り	1日	1,050	→	1日	1,300
	餌釣り	1日	530		1日	600
	月券 (ルアー釣り、餌釣り共通)	1月	2,090		1月	2,700
パークゴルフ場		中学生以上 1日	320		高校生以上 1日	400
		小学生以下 1日	150			

(2) 新たな施設の設置

ア グランピング施設 (4人用) を設置するもの

単位	金額 (円)
宿泊	36,000
日帰り	18,000

備考

- この表において「宿泊」とは、午後2時から翌日の午前10時までの使用をいう。
- この表において「日帰り」とは、午前9時から午後8時までの間のうち、6時間の使用をいう。
- 4人を超えて使用する場合は、その超える人数1人につき3,000円を加算する。
- 土曜日、休日の前日、4月29日から5月5日までの日又は7月25日から8月31日までの日における宿泊にあっては、この表に定める額の30%に相当する額を加算する。

イ オートキャンプサイトにカーサイトを追加するもの

単位	金額 (円)
宿泊	5,000
日帰り	3,000

ウ キャンプ場にソロサイトを追加するもの

単位	金額 (円)
宿泊 1張につき	2,000
日帰り 1張につき	1,500

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、施設の使用の承認、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為を施行日前においても行うことができることとする規定は公布の日、(2)は規則で定める日

## C 契約案件 (1件)

- 1 特定事業変更契約締結の件  
(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業

## D その他の議決案件 (6件)

- 1 指定管理者導入施設について、指定管理者等を定めるもの (3件)
  - (1) 富山市大沢野地域のスポーツ施設の指定管理者の指定の件
    - ・ 富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場
  - (2) 富山市猿倉山森林公園の指定管理者の指定の件
  - (3) 富山市大沢野地域の都市公園の指定管理者の指定の件
    - ・ 大沢野中央公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園
- 2 財産の無償譲渡の件  
旧富山市古洞の森自然活用村の物品を株式会社ABLトラストへ譲渡するもの。
- 3 財産の無償貸付の件  
旧富山市古洞の森自然活用村の建物等を株式会社ABLトラストへ貸付するもの。
- 4 財産の減額貸付の件  
旧富山市古洞の森自然活用村の土地を株式会社ABLトラストへ貸付するもの。



## <その他>

### E 報告案件（2件）

#### 1 専決処分報告の件（2件）

##### （1）訴えの提起の件

富山市奥田賃貸店舗の明渡しを請求するため、訴えを提起するもの。

##### （2）損害賠償請求に係る和解の件

（交通事故 3、交通事故以外の事故 5）

令和5年12月補正額会計別内訳

1 一般会計

(単位：千円)

会計名		款	補正前の額	補正額	計	
一般会計	歳入					
		15国庫支出金	29,684,393	73,639	29,758,032	
		16県支出金	12,881,781	81,414	12,963,195	
		18寄附金	288,752	7,164	295,916	
		19繰入金	4,413,172	3,200	4,416,372	
		20諸収入	3,189,400	5,747	3,195,147	
		21市債	12,921,700	14,800	12,936,500	
		22繰越金	2,570,557	595,825	3,166,382	
	歳入合計	177,517,302	781,789	178,299,091		
	歳出					
		1議会費	728,938	4,253	733,191	
		2総務費	20,263,071	▲69,317	20,193,754	
		3民生費	69,255,968	566,152	69,822,120	
		4衛生費	11,555,433	▲87,061	11,468,372	
		5労働費	612,560	2,769	615,329	
		6農林水産業費	6,016,134	83,803	6,099,937	
		7商工費	4,455,912	39,886	4,495,798	
		8土木費	22,029,571	7,141	22,036,712	
		9消防費	4,823,809	26,232	4,850,041	
10教育費		13,166,696	207,931	13,374,627		
歳出合計	177,517,302	781,789	178,299,091			

2 特別会計

(単位：千円)

会計名		款	補正前の額	補正額	計	
後期高齢者医療事業	歳入					
		2繰入金	7,041,069	271	7,041,340	
		3諸収入	24,295	2,264	26,559	
	歳入合計	12,262,661	2,535	12,265,196		
	歳出					
		1総務費	144,586	271	144,857	
3諸支出金		15,100	2,264	17,364		
歳出合計	12,262,661	2,535	12,265,196			
介護保険事業	歳入					
		3国庫支出金	10,094,502	8,774	10,103,276	
		7繰入金	7,176,996	42,166	7,219,162	
		8諸収入	18,192	65	18,257	
	歳入合計	46,155,199	51,005	46,206,204		
	歳出					
1総務費		767,757	51,005	818,762		
歳出合計	46,155,199	51,005	46,206,204			

会 計 名		款	補正前の額	補 正 額	計	
国民健康保険事業	歳入					
		1 国民健康保険料	5,654,977	229	5,655,206	
		5 繰入金	2,550,911	▲10,836	2,540,075	
		歳入合計	32,095,468	▲10,607	32,084,861	
	歳出					
		1 総務費	432,944	▲10,607	422,337	
		3 国民健康保険事業費納付金	7,963,517		7,963,517	
歳出合計		32,095,468	▲10,607	32,084,861		
農業集落排水事業	歳入					
		3 繰入金	1,007,488	1,165	1,008,653	
		歳入合計	1,369,212	1,165	1,370,377	
	歳出					
		1 農業集落排水整備費	525,725	1,165	526,890	
		歳出合計	1,369,212	1,165	1,370,377	
公設地方卸売市場事業	歳入					
		4 繰入金	453,554	4,680	458,234	
		歳入合計	1,149,875	4,680	1,154,555	
	歳出					
		1 公設地方卸売市場費	1,065,833	4,680	1,070,513	
		歳出合計	1,149,875	4,680	1,154,555	
特別会計予算総額			142,320,377	48,778	142,369,155	

### 3 企業会計

(単位：千円)

会 計 名		款	既決予定額	補正予定額	計
水道事業	収益				
	支出	1 水道事業費	7,210,894	3,448	7,214,342
公共下水道事業	収益				
	支出	1 下水道事業費	14,394,032	3,435	14,397,467
病院事業	収益				
	支出	1 病院事業費	14,544,349	263,147	14,807,496
企業会計予算総額(支出)			46,059,798	270,030	46,329,828

令和5年12月補正予算内訳（人件費以外）

1 一般会計

（単位：千円）

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
(企画調整課) 企画事務費	18,900		14,175			4,725	1 移住支援金
(文化国際課) 富山ガラス工房事業費	3,866					3,866	1 富山ガラス工房管理運営業務委託料
文化振興事業費	3,373					3,373	1 芸術創造センター管理運営業務委託料
文化施設整備事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		富山市芸術文化ホール特定天井改修・大規模改修設計業務委託費		令和5年度 ～ 令和6年度	350,000		
(富山ガラス造形研究所) 管理運営事務費	1,723					1,723	1 光熱水費
(福祉政策課) 保健福祉センター運営費	2,500					2,500	1 西保健福祉センター電話設備更新業務委託料
(生活支援課) 福祉奨学基金費	1,064				1,064 (寄附金)		1 福祉奨学基金積立金
福祉奨学事業費	3,200				3,200 (繰入金)		1 福祉奨学資金
(障害福祉課) 心身障害者福祉推進事業費	2,750	1,375				1,375	1 障害者総合支援法指定事業所管理システム改修業務委託料
自立支援給付事務処理システム事業費	1,540	770				770	1 障害者自立支援事務処理システム改修業務委託料
(介護保険課) 介護保険事業特別会計繰出金	9,679					9,679	1 介護保険事業特別会計繰出金
(保険年金課) 国民健康保険事業特別会計繰出金	564	282	141			141	1 国民健康保険事業特別会計繰出金
(こども支援課) 児童健全育成事業費	806	19	19			768	1 椋尾校区健全育成室移転運搬費等
(こども保育課) 児童福祉一般管理費	1,000				1,000 (寄附金)		1 保育施設用図書購入費
子育てのための施設等利用給付事業費	3,233					3,233	1 国庫支出金等返還金

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
私立保育所等補助事業費	48,977	▲1,925	▲1,925			52,827	1 障害児保育等特別保育事業補助金 2 国庫支出金返還金
私立保育所等管理運営費	116,179					116,179	1 国庫支出金等返還金
病児・病後児保育事業費	27,661	3,329	3,329			21,003	1 病児保育事業補助金 2 国庫支出金返還金
医療的ケア児保育事業費	6,771					6,771	1 国庫支出金返還金
(こども福祉課) 福祉奨学基金費	100				100 (寄附金)		1 福祉奨学基金積立金
母子等福祉事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項			期間		限度額	
	ひとり親家庭学習支援事業業務委託費			令和6年度 ～ 令和8年度		18,000	
こども医療費助成事業費	329,330		23,916		3,514 (諸収入)	301,900	1 こども医療費助成事業扶助費
(こども健康課) 障害児通所給付事業費	183,990	81,705	40,852			61,433	1 障害児通所給付事業扶助費 2 国庫支出金返還金
(市民課) 戸籍事務費	4,026	4,026					1 社会保障・税番号制度の整備に係るシステム改修業務委託料
(スポーツ健康課) 体育施設管理運営費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項			期間		限度額	
	富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場管理運営費			令和6年度 ～ 令和7年度		42,416	
	富山市総合体育館Rコンセッション事業費			令和6年度 ～ 令和21年度		8,093,436	
(環境保全課) 斎場管理費	4,046					4,046	1 燃料費等
(環境センター管理課) 環境衛生一般管理費	4,770					4,770	1 燃料費等

(所 属 名) 事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳					説 明
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
塵芥処理維持管理費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
	事 項			期 間	限 度 額		
	塵芥収集車購入費			令和5年度 ～ 令和7年度	16,831		
最終処分場維持管理費	1,331					1,331	1 光熱水費
(コンベンション・薬業物産課) 商工業・デザイン振興 事業基金費	5,000				5,000 (寄附金)		1 商工業・デザイン振興 事業基金積立金
(観光政策課) 観光施設費	2,475					2,475	1 八尾曳山展示館管理運 営業務委託料 2 八尾おわら資料館管理 運営業務委託料
(農政企画課) 担い手総合支援事業費	2,387				2,387 (諸収入)		1 県支出金返還金
(農業水産課) 集落営農促進対策事業 費	1,361		907			454	1 「富富富」生産拡大乾 燥調製施設整備支援事 業補助金
(農村整備課) 小規模土地改良事業費 補助金	2,977			2,200		777	1 小規模土地改良事業補 助金
(農林事務所農業振興課) 山村振興対策事業費	10,500					10,500	1 黒瀬谷交流センター室 内改修等業務委託料
(農林事務所農地林務課) 小規模土地改良事業費 補助金	11,170			8,300		2,870	1 小規模土地改良事業補 助金
林業振興対策事業費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
	事 項			期 間	限 度 額		
	富山市猿倉山森林公園管理運営費			令和6年度 ～ 令和10年度	95,700		
(道路整備課) 市道整備事業費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
	事 項			期 間	限 度 額		
	市道整備事業費			令和5年度 ～ 令和6年度	170,900		
(道路河川管理課) リフレッシュ事業費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
	事 項			期 間	限 度 額		
	リフレッシュ事業費			令和5年度 ～ 令和6年度	61,500		

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
(河川整備課) 浸水対策事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項	期間		限度額			
	浸水対策事業費	令和5年度 ～ 令和6年度		19,000			
(土木事務所建設課) 公園管理費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項	期間		限度額			
	大沢野中央公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園管理運営費	令和6年度 ～ 令和7年度		48,120			
(教育総務課) 小学校 総務学校管理事務費	74,891					74,891	1 光熱水費
中学校 総務学校管理事務費	36,788					36,788	1 光熱水費
(学校再編推進課) 小学校 統合校の新設事業費	4,783			4,300		483	1 水橋学園通学路用地購入費
(学校施設課) 小学校 長寿命化対策事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項	期間		限度額			
	熊野小学校仮設校舎借上料	令和5年度 ～ 令和12年度		380,000			

## 2 特別会計

(単位：千円)

(会計名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	繰入金	
(後期高齢者医療事業特別会計) 保険料還付金	2,264				2,264 (諸収入)		1 後期高齢者医療保険料過誤納付還付金
(介護保険事業特別会計) 介護保険事務処理システム事業費	18,453	8,774				9,679	1 介護保険事務処理システム改修業務委託料等
(国民健康保険事業特別会計) 一般被保険者医療給付費分					▲564 (保険料)	564	1 財源更正

令和5年12月補正予算内訳（人件費以外）

3 企業会計

（単位：千円）

(会計名) 事業名	事業費	財源内訳					説明		
		国庫支出金	県支出金	企業債	その他	繰入金			
(水道事業会計) 建設改良費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加		
	事項	期間		限度額					
	配水施設費	令和5年度 ～ 令和6年度		521,000					
(公共下水道事業会計) 建設改良費	(継続費補正) 1 変更						1 継続費変更		
	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額		年度	年割額
	1 建設改良費	呉羽苑貯留池整備 事業費	745,000	令和4年度	570,000	1,070,000		令和4年度	570,000
				令和5年度	175,000			令和5年度	364,000
				—	—			令和6年度	136,000
	1 建設改良費	下富居貯留池整備 事業費	800,000	令和4年度	280,000	880,000		令和4年度	280,000
				令和5年度	320,000			令和5年度	330,000
				令和6年度	200,000			令和6年度	270,000
	1 建設改良費	本郷第5雨水幹線 整備事業費	950,000	令和5年度	460,000	950,000		令和5年度	270,000
令和6年度				430,000	令和6年度		340,000		
令和7年度				60,000	令和7年度		340,000		
(病院事業会計) 病院事業費	263,147						1 富山市民病院薬品費		



令和5年12月補正予算内訳（人件費分）

1 一般会計

（単位：千円）

款	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	一般財源
1 議会費	4,253	4,441	5,352	2,020	▲ 7,560		12	4,241
2 総務費	▲ 101,205	▲ 121,423	▲ 2,406	▲ 13,283	35,907	▲ 16,027	456	▲ 85,634
3 民生費	▲ 173,192	▲ 122,822	▲ 22,508	▲ 30,971	3,109	85	▲ 1,234	▲ 172,043
4 衛生費	▲ 97,208	▲ 65,128	▲ 22,726	▲ 21,689	12,335		43	▲ 97,251
5 労働費	2,769	833	1,244	354	338			2,769
6 農林水産業費	55,408	18,968	14,293	7,088	15,059		52	55,356
7 商工費	32,411	9,559	9,342	5,053	8,457			32,411
8 土木費	7,141	▲ 7,815	5,883	▲ 2,244	11,317		21	7,120
9 消防費	26,232	1,824	16,608	7,667	133			26,232
10 教育費	91,469	1,519	13,091	▲ 2,946	79,805		496	90,973
一般会計合計	▲ 151,922	▲ 280,044	18,173	▲ 48,951	158,900	▲ 15,942	▲ 154	▲ 135,826

2 特別会計

（単位：千円）

会計名	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	繰入金
後期高齢者医療事業	271	▲ 828	1,214	▲ 115				271
介護保険事業	32,552	9,111	9,421	3,403	10,617		65	32,487
国民健康保険事業	▲ 10,607	▲ 8,708	▲ 1,919	▲ 3,454	3,474		793	▲ 11,400
農業集落排水事業	1,165	341	619	205				1,165
公設地方卸売市場事業	4,680	1,464	2,034	1,182				4,680
特別会計合計	28,061	1,380	11,369	1,221	14,091		858	27,203

3 企業会計

(単位：千円)

区 分		事業費	事業費内訳				財源内訳	
			給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他
水道事業	収益	3,448				3,448		3,448
	資本							
公共下水道事業	収益	3,435				3,435		3,435
	資本							
企業会計合計	収益	6,883				6,883		6,883
	資本							